

よし！ 健診に行こう！

年に一回受診しよう！
特定健康診査

知っておこう

心筋梗塞と脳卒中
心筋梗塞は、動脈硬化が原因となる虚血性心疾患で生活習慣病の一つです。また、脳卒中は、脳の血管が詰まったり、破れたりして、その先の細胞に栄養が届かずに細胞が死んでしまう病気です。前触れとして、一時的な半身の麻痺や手足のしびれ、物が二重に見える、少しの間、言葉が出て来ないなどが起きることもあります。

- ▼実施期間 12月21日(土)まで
- ▼実施日時 月曜日から土曜日(祝日を除く) 8時30分～11時
- ▼対象者 40歳～74歳の須恵町国民健康保険の被保険者
- ▼医療機関 水戸病院健診センター
☎935・3799
- ▼健診内容 問診・身体計測・血圧

血液検査(血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査)、尿検査(痛風検査・腎機能)
▼自己負担金 500円
▼受診方法 電話により医療機関に事前予約の上、特定健診受診券、須恵町国民健康保険証、前年度健診結果票(前年度受診した人)をお持ちになり受診してください。

早期発見・早期治療！ がん検診

知っておこう

子宮頸がん
20代から30代の女性が発症するすべてのがんの中で第1位。要因は、ほぼ100パーセント、ヒトパピローマウイルスというウイルスの感染です。女性なら誰でもかかる可能性があり、初期には、ほとんど症状がない病気です。がんが進行すると、子宮摘出だけでなく、命にかかわることもあります。

●子宮頸がん検診
▼実施期間 11月30日(土)までの医療機関の診療時間内
▼受診対象者 20歳以上の偶数年齢の女性(平成26年3月31日現在)
▼医療機関 王子産婦人科
☎933・5050
▼健診内容 問診・視診・細胞診・内診
▼自己負担金 800円
▼受診方法 電話により医療機関へ確認のうえ、健康保険証をお持ちになり受診してください。

知っておこう

大腸がん
大腸がんにかかる割合は、50歳代から増加しはじめ、高齢になるほど高くなります。肥満などの生活習慣や遺伝などが要因と言われています。日本人ではS状結腸と直腸がんのできやすいところですが進行はゆっくりで一般的に自覚症状はありません。早期に発見できれば、完全に治る確率が高くなります。

水戸病院	☎935・3755
泰平病院	☎932・5881
千鳥橋医院付 須恵診療所	☎934・0011
須恵外科胃腸 科医院	☎936・2355

- ※その他糟屋郡・古賀市内の指定医療機関でも受診できます。
- ▼健診内容 問診・免疫学的便潜血検査2日法
 - ▼自己負担金 200円
 - ▼受診方法 電話により医療機関へ確認のうえ、健康保険証をお持ちになり受診してください。
 - ▼問合せ先 健康福祉課
☎932・1493(ダイヤルイン)
☎932・1151(内線154)

ご存知ですか？ 国民年金の任意加入制度

日本に在住する20歳以上60歳未満の人は、40年間国民年金に強制加入することとなっています。60歳になった人や海外へ転出された人は保険料を納める必要はなくなりますが、次のような人は任意で保険料を納めることができます。

手続きは住民課年金係窓口または東福岡年金事務所です。
満額の年金を受給したい人

老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)は、20歳から60歳になるまでの40年間(480月)保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

しかし、国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

40年間保険料を納めた場合
年額78万6500円
(平成25年9月現在)
※免除期間がある人は計算方法が異なります。

受給要件を 満たしていない人

老齢基礎年金を受けるためには、保険料を納めた期間や保険料の免除期間などが原則として25年(300月)以上必要です。しかし、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができ、老齢基礎年金を受給できる可能性があります。
※ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた人に限られます。

海外在住の日本人

海外に在住する20歳から65歳までの日本国籍を持つ人も任意加入することができます。

- ▼問合せ先 住民課年金係
☎932・1467
東福岡年金事務所
☎651・7967



がん、心臓病、脳卒中。生活習慣病と呼ばれ、日本人の死因全体の約54パーセントを占めています(2011年人口動態調査)。あなたの命を守るためには、早期発見、早期治療が必要です。健診に行かなくちゃ！

●大腸がん検診

▼実施期間 平成26年1月31日(金)までの医療機関の診療時間内
▼対象者 40歳以上(平成26年3月31日現在)
▼医療機関

楽しい 考古学

49

須恵町の「無形民俗文化財」

9月号広報紙の裏表紙に夏の伝統行事が紹介されました。これらは、町内のそれぞれの地域で昔から続けられてきた伝統行事で、文化財では、「民俗文化財」と呼んでいます。

「民俗文化財」とは、文化財保護法の中で、「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの(文化財保護法第2条第1項第3号)」と規定しています。

民俗文化財には有形のもの無形のものがあります。伝統行事は、後者に分類されます。町指定の文化財では、新原地蔵堂の仏像や須恵焼が有形民俗文化財に、

上須恵の祇園山笠や守母神社の伝承が無形文化財にあたります。特に、無形民俗文化財は、人から人へと口伝えなどで代々伝わっていくため、形として残りにくいという問題点があります。
教育委員会は、このような伝統行事の

様子を記録するために、昨年度から「須恵町文化遺産活用実行委員会」を立ち上げ、これまで10本の映像記録を作成しました。その成果をインターネット動画共有サイト「You Tube」で公開しています。「須恵町の民俗文化」で検索してください。

- 公開中の民俗芸能動画(10月1日現在)
- ・旅石八幡宮 奉納祇園相撲
 - ・新原地蔵堂 二十三夜祭
 - ・新原区 盆綱引き
 - ・守母神社 大祭
 - ・須恵宝満宮 奉納相撲
 - ・上須恵須賀神社祇園山笠
 - ・甲植木区 男の地蔵・女の地蔵
 - ・乙植木区 獅子舞
 - ・須恵区 盆綱引き

毎年11月1日から7日までは「文化財保護強調週間」です。国民の共有財産である文化財に親しむことを目的として、各地で様々な行事が行われています。町に残る伝統文化に触れてみませんか。(啓)